

申告期間は2月18日(月)～3月15日(金) 市・県民税の申告と 所得税の確定申告

市・県民税の申告は、平成25年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間終了間際は混雑しますので、申告はお早めにお済ませください。



60歳以上の方の市・県民税の出張申告

実施日	受付会場	受付時間
1月30日(水)	奥富公民館	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
1月31日(木)	新狭山地区センター	9時～11時
	堀兼公民館	14時～16時
2月1日(金)	狭山台公民館	午前の部 9時～11時 午後の部 13時～15時
2月4日(月)	広瀬公民館	
2月6日(水)	柏原公民館	
2月7日(木)	入曽公民館	
2月8日(金)	水野公民館	

※受け付ける申告は市役所会場と同じです。申告者用の駐車場はありませんのでご注意ください

市・県民税の申告

■申告が必要な方

平成25年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をする方は、申告する必要はありません。

- ①給与所得者
 - ▼勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方(市への提出の有無は勤務先に確認してください。パート、アルバイトなども含みます)
 - ▼給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)
- ②給与所得者以外の方
 - ▼所得税が課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑などの所得がある方
 - ▼公的年金の所得者の方で、扶養・社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方
- ③市内に事業所・事務所・住宅があり、狭山市以外に住所がある方
 - 他の市町村で課税されているも市内に事業所や住宅がある場合、申告が必要なケースがあります。(事業所・家屋敷課税)
 - ※収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出・国民年金

所得税の確定申告

■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。確定申告することで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

- ①給与所得者
 - ▼勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方など)
 - ▼2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含めて年末調整をした方を除く)
 - ▼年収が2千万円を超えている方
 - ▼給与所得以外の所得が20万円を超えている方
 - ▼雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ②給与所得者以外の方
 - ▼営業・農業・不動産・雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方
 - ▼公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得の金額が20万円以下である場合は、確定申告書の提出はしなくてもよいことになっています
 - ▼土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

- #### ●市・県民税申告や確定申告に必要なもの
- ◆印鑑、筆記用具、計算機など
 - ◆平成24年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)
 - ◆各種控除に必要な資料として、24年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書、または市から送付される納付済額のお知らせなど、国民年金保険料の支払い証明書か領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ◆障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など
 - ◆医療費控除を受ける方は、24年中に支払った病院、薬局などの領収書(個人、病院ごとにまとめて計算したもの)と保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かる通知など。成人用おむつ代の控除は13ページをご覧ください
 - ◆所得税の還付申告を受ける方は、申告者名義の預貯金通帳など、支店名、口座番号が分かるもの

■申告書の受け付け

日時2月18日(月)～3月15日(金)、9時～16時(土・日曜日を除く)。ただし、2月24日と3月3日の日曜日は受け付けを行います。会場市役所6階会議室 受け付ける申告市・県民税の申告と給与・年金収入・配当(分離を除く)、雑一時所得の簡易な確定申告
※営業・不動産や23年分以前の確定申告は受け付けできません

■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用し、ご自分で作成のうえ、郵送などで直接、所沢税務署へ提出してください。また、電子申告e-taxを利用するとインターネットで申告できます。

税務署から個人への確定申告書類の発送は、1月末日を予定しています。申告書の個人発送は、同税務署にお問い合わせください。申告の受付時間は、9時から17時(土・日曜日を除く)です。なお、2月24日と3月3日の日曜日は、申告をお受けします。
※会場が混雑している場合は、申告の受け付けを早めに締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください

■税理士による申告無料相談

年収600万円以下の年金・給与所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で税務相談と申告書作成を行います。ご予約のうえ、ご利用ください。相談期間2月1日(金)～15日(金)(土・日曜・祝日を除く) 申込み関東信越税理士会所沢支部(土・日曜・祝日を除く、10時～12時と14時～16時)へ ☎2993-0822

●主な税制改正

▶生命保険料控除の改組について

一般生命保険料と個人年金保険料が、それぞれ旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約など)と新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約など)に分かれ、新契約に係る控除額の算出には新たな計算式が適用されます。また、一般生命保険料控除と別枠で介護医療保険料控除が設けられました。

申告と申告書類

■納税は期限内にお忘れなく

平成24年分の所得税の納期限は3月15日(金)です。納付は、口座からの振替納税が大変便利です。また、すでに利用されている方は、預貯金口座の残高をご確認ください。

会場は大変混雑しますので、お車での来場はご遠慮ください。なお、待ち時間が2～3時間になることもありますので、書類は自書したうえ、なるべく郵送などで提出をお願いします。

確定申告書などは、1月21日(月)から市民税課、公民館、地区センターなどで配布を予定しています。

※市が実施する申告会場では、インフルエンザ予防のため、マスクを着用する場合があります

問合せ

- 市・県民税に関すること
市民税課へ内線1091
- 所得税に関すること
所沢税務署へ
☎2993-9111
(自動音声に従って
用件をお選びください)